

開放廊下に面する開口部について

平成元年5月部会

法第27条第1項の規定により耐火建築物にしなければならない建築物の開放廊下に面する開口部については、次のとおり取り扱うものとする。

法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供する特殊建築物で法27条第1項の規定により耐火建築物としなければならない建築物の開放廊下に面する開口部は、甲種防火戸又は乙種防火戸とする。

【解説】

開放廊下については、重要な避難経路であるにもかかわらず、法解釈上、外部空間として取り扱っているため、避難上の安全性を担保とすることが難しい。そこで、法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供する特殊建築物で法第27条第1項の規定により耐火建築物としなければならない建築物について、各室又は各戸と開放廊下との間に生じる開口部については、令第109条第1項各号の一に掲げる防火戸その他の防火設備を設けることにより、避難路を確保するよう行政指導するものである。

なお、ダクト類についても同様の措置が必要である。